

# 自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合

〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10

TEL03-3871-6470 Fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyو.or.jp

URL <http://www.toujikyو.or.jp>

## 同一労働・同一賃金学習会

### パート有期法の施行と均等均衡待遇の実現



#### 江東総合法律事務所・中村弁護士

10月21日、東上野区民館に各支部から24名が集まり、同一労働同一賃金学習会と銘打った学習会を開催しました。

学習会の講師は、江東総合法律事務所の中村弁護士にお願いしました。

学習会は、法改正の中身を学習し、今後の要求をどのように設定していくかを目的として開催し、①70歳までの就業機会確保について、②労働契約法20条の理念と裁判例の動向、③「パート有期法」の改正、④定年後再雇用者の均等均衡待遇についてを講義してもらいました。

①70歳までの就業機会確保について

は、6月21日に閣議決定した内容として、多様な選択肢を法制度上整え、労使で話し合うを仕組みを検討し、具体的な選択肢を明示した上で70歳までの就業機会確保を第1段階として努力義務、第2段階として義務化するとしており、来年の通常国会では第1段階の法案提出を図るとしています。

②裁判例の動向として、ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件、九州総菜事件、産業医科大学事件、大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件の判決内容を具体的に解説してもらい、今後、判決に基づいた要求等を各支部で検討することになりました。



④定年後再雇用者の均等均衡待遇は、各支部の現在の具体的な待遇について、法改正後に問題になる待遇などを解説してもらいました。

熊谷書記長は、法改正の中身やガイドラインをしっかりと学習し、理論武装をしたうえで交渉に臨み、私たちの要求前進を図っていこうと挨拶しました。

均等均等待遇問題は、東自教の重点要求の一つであることから来年開催する春闘討論会でも弁護士を招き学習会を開催することとしています。

学習会終了後は、中村弁護士も参加した交流会を開催し学習会の質疑応答も行いながらも参加者で大いに盛り上がりました。



挨拶する中央支部・岩瀬支部長

## 共同センター第2回幹事会

実車試験導入時は、ビジネスとして成り立つ料金設定を！



東上野区民館に東京・埼玉・千葉・京都・大阪の幹事10名が集まり幹事会を開催しました。幹事会では各地方の災害時の取り組み、秋闘・一時金交渉状況の報告の他、翌日に行う中央行動について意思統一を行いました。

中央行動は、警察庁・国土交通省・全日本指定自動車教習所協会連合会に行い、主に、高齢運転者の事故防止対策とした限定免許や実車試験の導入、学科試験について要望し、導入時は「働く者の視点」に立った料金設定をするよう要求することにしました。また、教習生の利便性向上、交通安全教育の充実、災害対策の要望を行うことを意思統一しました。



# 東自教ツーリング大会に38名参加



今回は栃木県日光市・大笹牧場まで二輪18台、四輪8台、総勢38名の参加でツーリング大会に参加しました。牧場付近は霧が濃くて走行が難しい場面もありましたが、雨にも降られず無事に予定のコースを走りました。昼食会では各支部の交流もすすみました。



カワサキ・NINJAの有り余るパワーを高速道路や峠で楽しみました。今回も親子で参加です。王子支部・町田組合員



今回は天候に恵まれ、霧降高原の凄い霧も体験できて最高のツーリングでした。遠藤さんをはじめ先導して下さった服部さん、古瀬さん、東自教の仲間感謝します。寄居支部・高田組合員



新東京支部・桜澤組合員  
西浦組合員



女性でも楽しめるイベントでした。是非また参加させていただきます。和泉支部・應後組合員

# 京自教労組 中央労働委員会で結審

9月27日、京自教労組大久保分会が一時金の組合差別問題について府労委で勝利後、会社と組合が再審査を申し立てた事件は、5回の調査期日を経て結審し、年明けにも命令が出される予定となりました。東自教は三役が補佐人として調査に参加し争議の支援を行いました。

## 組合側最終陳述(要旨)

京都自動車教習所労働組合大久保分会補佐人の千崎です。結審にあたり、私たちの思いを申し述べます。平成6年8月朝礼の時に「今までの労使関係と決別すると宣言され、そこから様々な組合敵視政策が行われ一旦解決はしたものの再び争議状態となり20年以上の労働争議となっています。

まず私達労働組合はこの様な労働争議は望んでいません。一刻も早く労働争議を解決し、より良い教習と大久保自動車教習所の発展のために、会社とも力を合わせて頑張りたいと願っています。

平成29年1月10日の団体交渉にて年末一時金の件について追及すると「どうってことないやないか。別にかってやないか！こっちの！」「何でお前らにそんなこと聞かなあかんねん。」「お前ら仕事せんとな、金とるちゅねや。泥棒と一緒にじゃ。俺から言わせたら」等暴言を吐き激昂し机をドンドン叩き恫喝する。今までにも不誠実な団体交渉は幾度となくありましたが、これほどまでにひどい対応、恐怖を感じた団体交渉は初めてでした。団体交渉では互いに厳しいやりとりになることもありますが、いくらなんでもここまで言われることはないと思いました。そしてまだ交渉中であるにも関わらず、一



方的に交渉を打ち切った。会社側の不誠実な対応にこれ以上の交渉は無理があると判断し京都府労働委員会にて不当労働行為の救済申し立てを行ったのが経緯であります。

賞与がなくなり、残業をさせてもらえなくなり、私たちの収入は、200万近く減らされています。そのため人生設計に狂いが生じ、住宅ローンの返済に困窮し、保険の解約、貯金を取り崩したり、中には借金をする組合員もいました。今現在の組合員の生活状況は、共働きにより、切り詰めて何とか生活を維持しているという実態です。

大久保自動車教習所で働く全ての労働者の権利のため、また事故が起きない充実した教習実現のため、労働組合が一層力を発揮できるよう、働く人の権利を守るためにもどうか救済命令を必ず出していただきますよう何卒宜しくお願い致します。